

白木産業廃棄物最終処分場
増設事業に伴う
環境影響評価書

平成 21 年 1 月

株式会社 クリシヨー

本評価書で使用している国土地理院発行の2万5千分1地形図、20万分1地勢図は、国土地理院長の承認を得て複製したものである。(承認番号 平20 中複 第61号)

環 境 影 響 評 価 書

事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		名 称 : 株式会社クリショー 代 表 者 : 代表取締役 川端 洋二 主たる事務所 の所在地: 広島市西区南観音 7 丁目 14 番 20 号
対象事業の目的		「第 2 章 2.1 事業の目的」参照
対象事業の名称		白木産業廃棄物最終処分場増設事業
対象事業の内容	対象事業の種類	産業廃棄物最終処分場（安定型）の規模の変更の事業
	対象事業の規模	「第 2 章 2.3 事業の内容」参照
	対象事業の実施を予定している区域	広島市安佐北区白木町大字志路地内 （「第 2 章 2.3 事業の内容」参照）
	対象事業の実施に係る工法、期間及び工程計画並びに供用予定時期	「第 2 章 2.3 事業の内容」参照
	対象事業の実施を予定している区域内における施設の種類の概要	「第 2 章 2.3 事業の内容」参照
	対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要	「第 2 章 2.3 事業の内容」参照
	対象事業に密接に関連して行われる事業の内容の概要	-
その他既に決定されている対象事業の内容に関する事項		-
対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況		「第 3 章 事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況」参照
広島市環境影響評価条例第 5 条の規定に基づき行った環境の保全についての配慮の内容		「第 4 章 環境配慮事項」参照
実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解		意見の提出なし
実施計画書について市長が環境の保全の見地からの検討を行った結果に基づく意見及び当該意見についての事業者の見解		「第 5 章 5.2 市長意見の概要及び事業者見解」参照
対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法		「第 6 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」参照

環境影響評価の結果	環境影響評価の項目ごとに取りまとめた調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	「第7章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果」参照
	環境の保全のための措置	「第8章 環境保全のための措置」参照
	環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置	「第9章 事後調査計画」参照
	対象事業に係る環境影響の総合的な評価	「第10章 総合的な評価」参照
環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		<p>名 称 : 株式会社 エヌ・イー サポート</p> <p>代 表 者 : 代表取締役 長田 久史</p> <p>主たる事務所</p> <p>の所在地: 広島市西区己斐本町3丁目13番16号</p>
準備書について環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解	意見の提出なし	
公述意見書の概要及び当該公述意見書についての事業者の見解	- (公聴会の開催なし)	
準備書について市長が環境の保全の見地からの検討を行った結果に基づく意見及び当該意見についての事業者の見解	「第11章 11.2 市長意見の概要及び事業者見解」参照	
対象事業の実施に際して必要な許認可等の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該許認可等を行う者の名称	「第12章 事業に係る許認可、届出等」参照	
対象事業の実施に際して必要な特定届出の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該特定届出の受理を行う者の名称	「第12章 事業に係る許認可、届出等」参照	
その他	-	

目 次

第1章 事業の名称及び事業者の名称等	1-1
1.1 事業の名称	1-1
1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
第2章 事業の目的及び内容	2-1
2.1 事業の目的	2-1
2.2 事業の名称	2-1
2.3 事業の内容	2-1
2.3.1 事業の種類	2-1
2.3.2 事業計画地	2-1
2.3.3 事業の規模	2-1
2.3.4 事業内容の詳細	2-6
第3章 事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況	3-1
3.1 自然的状況	3-1
3.1.1 大気環境	3-1
3.1.2 水環境	3-17
3.1.3 土壌環境	3-30
3.1.4 生物環境	3-30
3.1.5 景観等	3-37
3.2 社会的状況	3-39
3.2.1 人口	3-39
3.2.2 産業	3-39
3.2.3 土地利用	3-42
3.2.4 水域利用	3-43
3.2.5 交通	3-43
3.2.6 環境保全等に特に配慮が必要な施設	3-47
3.2.7 生活環境施設	3-47
3.2.8 環境の保全に係る法令等	3-48
第4章 環境配慮事項	4-1
4.1 基本的配慮事項	4-1
4.2 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	4-2
4.3 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	4-2
4.4 人と自然との豊かな触れ合いの確保	4-2
4.5 環境への負荷	4-2

第5章 実施計画書に係る意見の概要及び事業者見解	5-1
5.1 市民意見の概要及び事業者の見解	5-1
5.2 市長意見の概要及び事業者の見解	5-1
第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	6-1
6.1 環境影響評価項目の選定	6-1
6.2 調査、予測及び評価の手法	6-7
第7章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	7-1
7.1 大気質	7-1
7.2 騒音	7-26
7.3 振動	7-42
7.4 悪臭	7-52
7.5 水質	7-56
7.6 地下水汚染	7-69
7.7 水象	7-78
7.8 土壌汚染	7-96
7.9 動物	7-116
7.10 植物	7-199
7.11 生態系	7-253
7.12 景観	7-268
7.13 廃棄物等	7-274
第8章 環境保全のための措置	8-1
第9章 事後調査計画	9-1
第10章 総合的な評価	10-1
第11章 準備書に係る意見の概要及び事業者見解	11-1
11.1 市民意見の概要及び事業者の見解	11-1
11.2 市長意見の概要及び事業者の見解	11-1
第12章 事業に係る許認可、届出等	12-1

【用語説明】